会計	繰越	検算	転記		
レ	レ	レ	済	○	

(その1)

収支報告書

平成28年分
(　　開催分)

(ふりがな)　けいゆうかい

1 政治団体の名称　圭友会

2 主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町２－２－１
衆議院第一議員会館６１４号室

3 代表者の氏名　古田　圭一

4 会計責任者の氏名　縄田　隆司

事務担当者の氏名

藤原　陽子

(電話)　03-3508-7269

(電話)

(電話)

受付
29.5.29
収支公開室
第　号

3092号
29.5.19
東京都選挙管理委員会
事務局

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	古田　圭一

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	古田　圭一
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

1940

101470

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	1,969,789
（前年からの繰越額）	669,753
（本年の収入額）	1,300,036
支　出　総　額	1,494,841
翌年への繰越額	474,948

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	300,000	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1,000,000	
小　計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	1,300,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,300,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	36	
	合　　計	36	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	古田　圭一	100,000	H28/5/13	山口県下関市石神町8-37	衆議院議員	
2	古田　圭一	100,000	H28/11/17	山口県下関市石神町8-37	衆議院議員	
3	古田　圭一	100,000	H28/11/25	山口県下関市石神町8-37	衆議院議員	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	300,000				
	その他の寄附					
	合計	300,000				

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	清和政策研究会	500,000	H28/6/1	東京千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル3階	畠山　三男	
2	清和政策研究会	500,000	H28/12/7	東京千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル3階	畠山　三男	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	1,000,000				
	その他の寄附					
	合計	1,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費			
(2) 光熱水費			
(3) 備品・消耗品費	451,931		
(4) 事務所費	60,024		
小計	511,955	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	982,886		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	982,886	0	
合計	1,494,841		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	コピー機メンテナンス･カウント料	17,069	H28/1/6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
2	コピー機メンテナンス･カウント料	11,432	H28/2/8	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
3	新聞購読料	16,532	H28/2/22	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
4	コピー機メンテナンス･カウント料	12,224	H28/4/6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
5	新聞購読料	16,532	H28/4/20	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
6	コピー機メンテナンス･カウント料	33,957	H28/5/6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
7	コピー機メンテナンス･カウント料	11,991	H28/6/6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
8	新聞購読料	16,532	H28/6/20	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
9	コピー機メンテナンス･カウント料	12,719	H28/8/8	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
10	新聞購読料	16,532	H28/8/22	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
11	新聞購読料	16,532	H28/10/20	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
12	新聞購読料	16,532	H28/12/20	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
13						
	この頁の小計	198,584				
	その他の支出	253,347				
	合計	451,931				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	政治資金監査報告報酬	32,400	H28/6/9	田坂税理士事務所	山口県下関市熊野西町6-5	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	この頁の小計	32,400				
	その他の支出	27,624				
	合計	60,024				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会食代	20,000	H28/2/24	株式会社加賀屋レストランシステム	石川県金沢市本町2-17-12 オフィス加賀屋2F	
2	参議院議員 あだちまさし君を激励する集い 会費	20,000	H28/2/25	参議院議員 あだちまさし君を激励する集い	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館309	
3	衆議院議員 長尾たかし君と日本の未来を創る会 会費	20,000	H28/3/1	衆議院議員 長尾たかし君と日本の未来を創る会	大阪府八尾市東本町3-6-10 たばこﾋﾞﾙ3F	
4	衆議院議員 宮路拓馬君を励ます会 会費	20,000	H28/3/10	拓翔会	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館311	
5	衆議院議員 かみたに昇君と語る会 会費	20,000	H28/4/6	衆議院議員 かみたに昇君と語る会	大阪府泉大津市北豊中町2-17-30 河野ﾋﾞﾙ2F B	
6	平成デモクラシーセミナー 林芳正を支える会 会費	20,000	H28/5/11	平成デモクラシーセミナー 林芳正を支える会	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1221	
7	尾身朝子君を励ます会 会費	20,000	H28/5/18	尾身朝子君を励ます会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1201	
8	秘書会年会費	24,000	H28/5/19	清和政策研究会秘書会	東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ﾋﾞﾙ3F	
9	参議院議員 江島潔君を励ます会 会費	20,000	H28/5/26	参議院議員 江島潔君を励ます会	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1103	
10	参議院議員 山谷えり子さんを励ます会 会費	20,000	H28/6/14	２１世紀の会	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1107	
11	衆議院議員 穴見陽一出版記念パーティー 会費	20,000	H28/7/27	穴見陽一後援会	大分県大分市大字宮崎867-18	
12	贈答品代	100,254	H28/8/5	株式会社永田町天竹	東京都千代田区永田町2-7-11	
13	第8回やまぐち地酒維新 参加費	16,000	H28/8/24	おいでませ山口館	東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋ﾌﾟﾗｻﾞﾋﾞﾙ1F	
14	衆議院議員 松野ひろかず君を励ます会 会費	20,000	H28/9/28	衆議院議員 松野ひろかず君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館502	
	この頁の小計	360,254				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
15	和田よしあき君を励ます会 会費	20,000	H28/10/20	和田よしあき君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館410	
16	自由民主党 衆議院議員 谷川とむ君を励ます会 会費	20,000	H28/11/13	自由民主党 衆議院議員 谷川とむ君を励ます会 泉秀会	大阪府泉佐野市上町3-1-13	
17	衆議院議員 大西宏幸政経セミナー 会費	20,000	H28/11/14	衆議院議員 大西宏幸政経セミナー 事務局	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館815	
18	高村正彦君を囲む会	20,000	H28/11/17	高村正彦君を囲む会	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館701	
19	文部科学副大臣・衆議院議員義家ひろゆきと日本再生を語る会 会費	20,000	H28/11/22	義家弘介後援会	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館1204	
20	衆議院議員 田中和徳 衆議院議員勤続20周年記念 第26回新都市構想セミナー 会費	20,000	H28/12/1	衆議院議員 田中和徳 新都市構想懇話会セミナー実行委員会	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館1010	
21	衆議院議員 鈴木淳司君との懇親の集い 会費	20,000	H28/12/7	淳政会	愛知県瀬戸市西長根町83 Kインタービル2F	
22	塩谷立君を激励する会 会費	20,000	H28/12/8	塩谷立君を激励する会 事務局	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1211 塩谷立事務所 内	
23	衆議院議員 西村やすとし君 飛躍の集い 会費	20,000	H28/12/20	総合政策研究会	兵庫県明石市鍛冶屋町4-27	
	この頁の小計	180,000				
	その他の支出	133,806				
	合計	674,060				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					通信費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	35,356				
	合計	35,356				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費・交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	航空券代	18,290	H28/2/26	ＪＴＢ首都圏 国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内B4	
2	航空券代	21,390	H28/3/1	ＪＴＢ首都圏 国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内B4	
3	航空券代	19,490	H28/4/6	ＪＴＢ首都圏 国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内B4	
4	航空券・ＪＲ代	49,160	H28/4/6	ＪＴＢ首都圏 国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内B4	
5	ＪＲ代	26,210	H28/5/12	ＪＴＢ首都圏 国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内B4	
6	航空券代	23,790	H28/5/13	ＪＴＢ首都圏 国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内B4	
7	ＪＲ代	46,140	H28/6/9	田坂税理士事務所	山口県下関市熊野西町6-5	
8						
9						
10						
11						
12						
	この頁の小計	204,470				
	その他の支出	69,000				
	合計	273,470				

(その17)

資○産　等　の　状○況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　5月　18日

政治団体の名称　圭友会

会計責任者の氏名　縄田　　隆司　縄田

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２９年 5月１８日

圭 友 会
代表　古 田　圭 一　殿

登録政治資金監査人　田坂正已
登　録　番　号　第４８７０号
研修修了年月日　平成２７年6月２６日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、圭友会の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、圭友会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

圭友会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、圭友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上